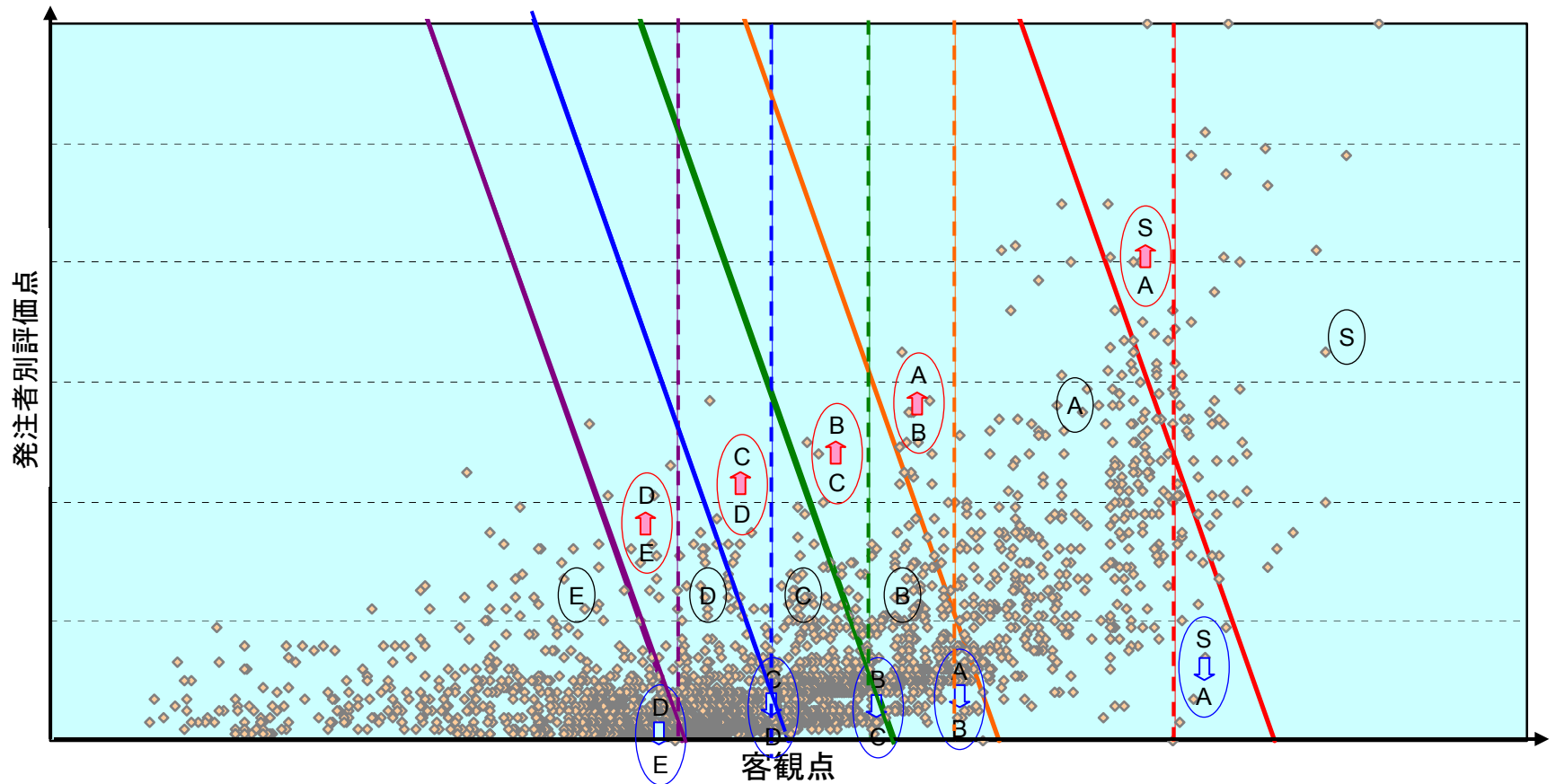


# 第一回研究会の指摘事項について

第二回 地方公共団体における企業評価の  
あり方に関する研究会

# 発注者別評価点による評点分布の変化(1)

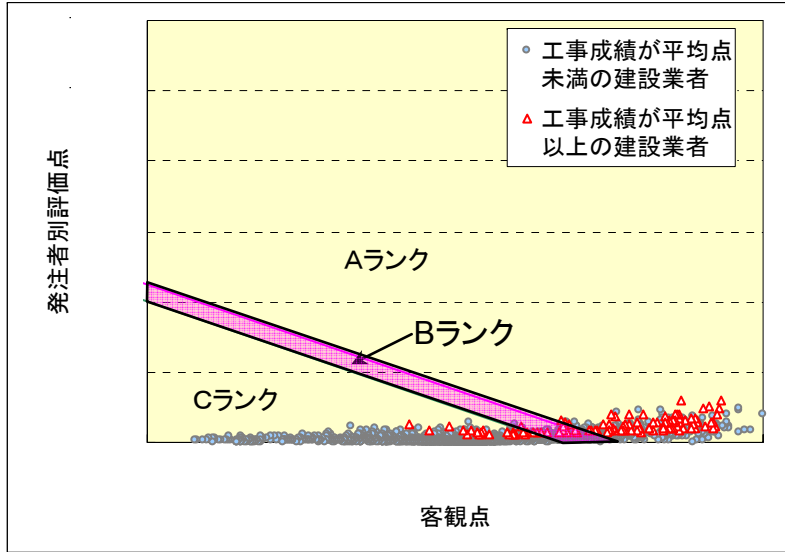
発注者別評価点を適切に導入することにより、技術力に優れ、地域に貢献した企業を適切に評価することが可能



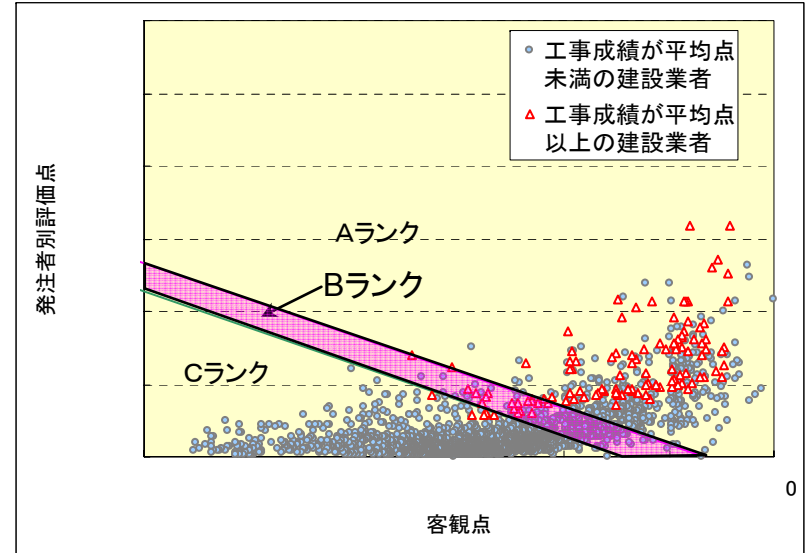
発注者別評価点導入後の企業の格付の変化(イメージ)



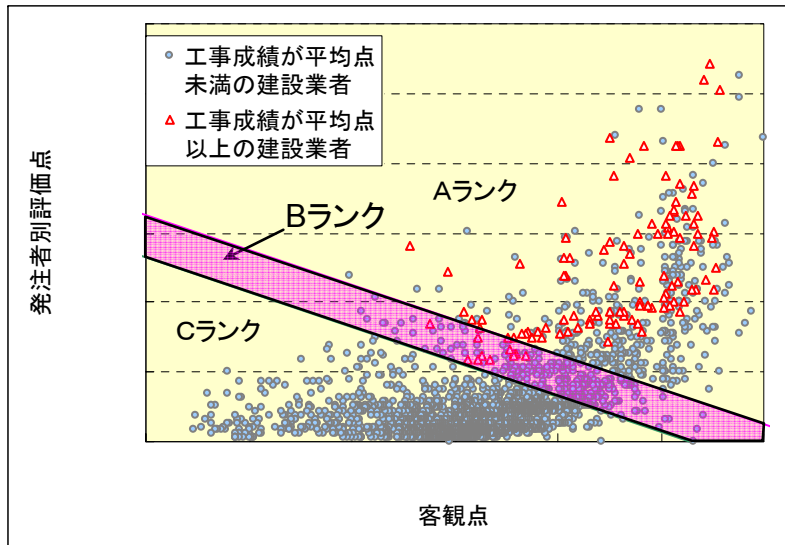
# 発注者別評価点による評点分布の変化(3)



REAL 客観点:発注者別評価点=10:1



CASE1 客観点:発注者別評価点=10:5



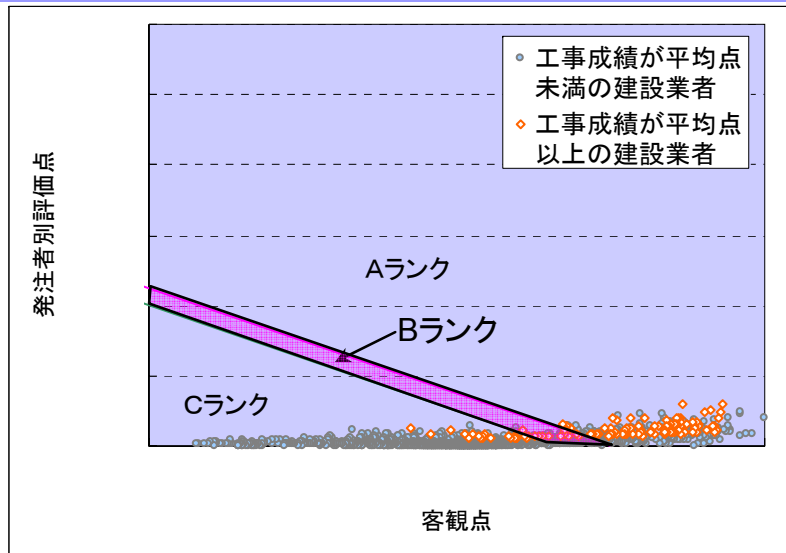
CASE2 客観点:発注者別評価点=10:10

項目	REAL	CASE1	CASE2
工事成績	3.1%	6.2%	4.1%
建設業に従事する職員数	44.0%	51.9%	60.1%
経営事項審査	100.0%	93.5%	84.5%

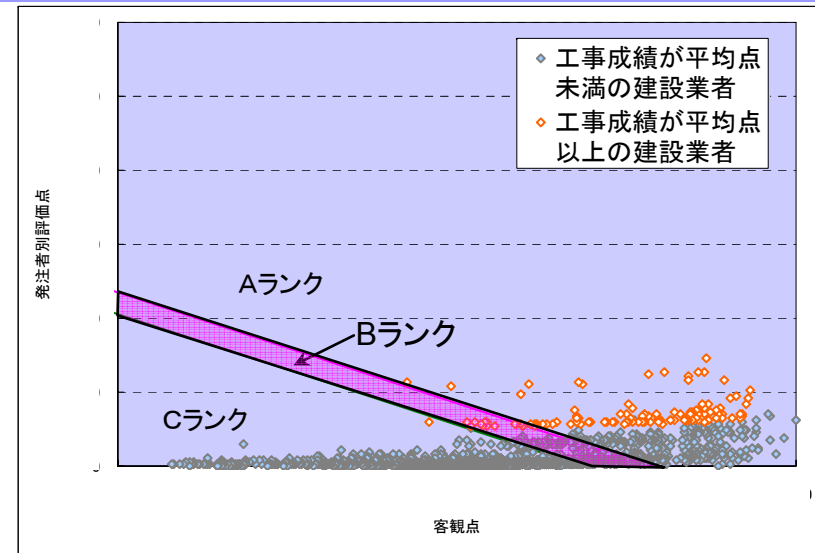
Bランクにおいて、平均点以上の発注者別評価点を獲得した建設業者の割合

# 発注者別評価点による評点分布の変化(4)

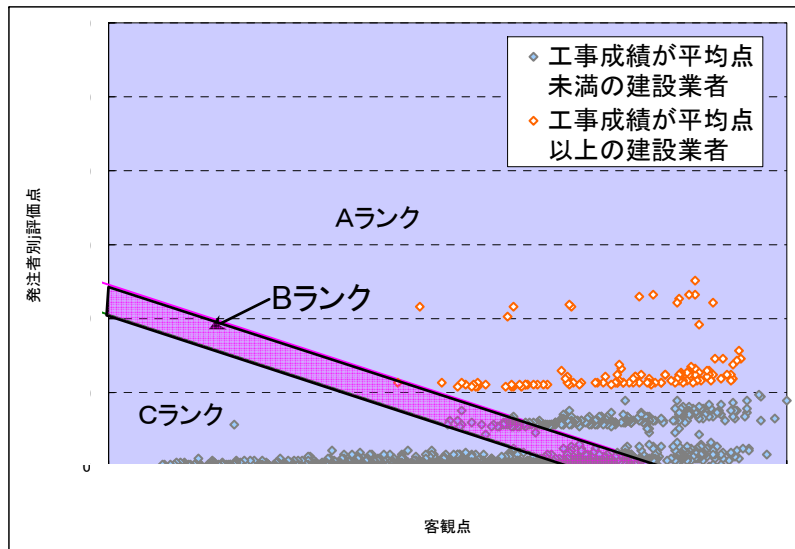
(工事成績の点数のみ引き延ばした場合)



REAL: 工事成績の点数 × 1倍



CASE 1: 工事成績の点数 × 5倍



CASE 2: 工事成績の点数 × 10倍

	REAL	CASE 1	CASE 2
工事成績	3.1%	4.5%	0.0%
建設業に従事する職員数	44.0%	49.8%	60.5%
経営事項審査	100.0%	95.9%	98.6%

Bランクにおいて、平均点以上の発注者別評価点を獲得した建設業者の割合

# 経営事項審査と発注者別評価点の評価項目との対比

- ・経営事項審査(経審)は、建設業法に基づき、公共工事を受注しようとする建設業者を共通の基準により評価する制度。
- ・発注者別評価点は、地域の実情を踏まえ、当該地域における実績、地域貢献などを発注者が独自に審査する制度。
- ・工事実績については、経審が完工高、技術者数といった共通の基準により量的な評価を行うのに対し、発注者別評価点は当該発注者に係る実績等の量的な評価に加えて、工事成績等に基づく質的な評価を行うもの。
- ・財務状況については、経審が主にカバーする項目。
- ・地域貢献等社会性については、経審においても一部評価するが、発注者別評価点においては発注者の施策ニーズに対応して多様な事項を評価。

経営事項審査の評価項目及び評点			
	ウエイト	評点幅	評価項目
X 1	0.25	2,268点 ～ 390点	・完成工事高(業種別)
X 2	0.15	2,280点 ～ 454点	・自己資本額(=純資産額) ・利払前税引前償却前利益 =営業利益+減価償却費
Y	0.2	1,595点 ～ 0点	・純支払利息比率 ・負債回転期間 ・売上高経常利益率 ・総資本売上総利益率 ・自己資本対固定資産比率 ・自己資本比率 ・営業キャッシュフロー(絶対額) ・利益剰余金(絶対額)
Z	0.25	2,366点 ～ 450点	・技術職員数(業種別) ・元請完工高(業種別)
W	0.15	1,750点 ～ 0点	・労働福祉の状況 ・建設業の営業年数 ・防災活動への貢献の状況 ・法令遵守の状況 ・建設業の経理に関する状況 ・研究開発の状況
		2082点 ～ 278点	

発注者別評価点の評価項目(主要事例)	
①-1	<b>①-1 工事成績</b> ア) 工事成績点の平均点に基づき算定するもの 例) 直近4年度における県発注の工事成績点の平均点に基づき算定 イ) 工事成績点に工事件数や工事完成高を加味したものにに基づき算定するもの 例) 過去4年における1件100万円を超える工事の施工実績に基づき算定 工事成績の平均点が一以上の場合には点数を加算 ウ) 工事成績点の平均点に基づき算定した上で優良工事の成果を加味するもの 例) 過去3年間の県発注工事成績の平均点に基づき算定 過去3年間の工事成績の件数、平均点、最低点が一以上の場合には点数を加算 エ) 他発注機関の工事成績を活用するもの 例) 市町村において、過去2年間に完成検査を行った県工事に係る成績評点の点数の平均値に基づき算定
①-2	<b>①-2 工事実績</b> 例) 過去5年間に完成させた自発注工事の年間の最高実績金額を点数化したものを加算
②	<b>② 技術力</b> ア) 技術者数 イ) 表彰受賞者(建設マスター等)を技術者として採用 ウ) 過去におけるVE提案の採用
③	<b>③ 安全対策</b> ア) 建設業労働災害防止協会への加入 イ) COHSMS・OHSASの認証取得 ウ) 安全に関する研修
④	<b>④ その他工事の内容に関連がある項目</b> ア) 表彰(優良工事表彰、優良業者表彰等) イ) ISO9001 ウ) 建設重機保有 エ) CPDS等研修の実施
⑤	<b>⑤ 社会貢献</b> ア) 災害発生時の緊急対応への協力 イ) 除雪関係作業 ウ) 河川や道路清掃等ボランティア活動 エ) 県産品の使用
⑥	<b>⑥ 不正行為排除</b> ア) 指名停止等公共工事発注者による処分 イ) 建設業法や労働基準法等の法令違反 ウ) 税の滞納等
⑦	<b>⑦ 建設産業政策推進</b> ア) 新分野進出 イ) 企業連携(合併、営業譲渡、協業組合設立、経常JV等)
⑧	<b>⑧ その他の政策推進</b> ア) 雇用対策(新卒者、障害者、女性雇用、通年雇用、子育て支援等) イ) 環境対策(ISO14001、エコアクション21等)

# 経営事項審査と発注者別評価点の評価項目との対比

## 【経営規模(完成工事高)、技術力について】

- ・ 工事実績について、経営事項審査においては建設業者が請け負った全ての工事の完工高及び元請完工高、雇用している技術者の数といった量的な評価を行うもの。
- ・ 発注者別評価点においては、当該発注者に係る工事について、工事の量だけでなく、工事成績を加味するなど、質的な評価を行うもの。

経営事項審査の評価項目及び評点(X1、Z)			
	ウエイト	評点幅	評価項目
X1	0.25	2,268点 ～ 390点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 完成工事高（業種別） 業種別の過去2年若しくは3年の完工高の実績によって評価</li> </ul>
Z	0.25	2,366点 ～ 450点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 技術職員数（業種別） 技術職員を所有している資格ごとに分類し、点数化して業種別に評価</li> <li>・ 元請完工高（業種別） 完成工事高のうち元請完工高を評価</li> </ul>

発注者別評価点の評価項目(主要事例)	
①-1工事成績	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 工事成績点の平均点に基づき算定するもの 例) 直近4年度における県発注の工事成績点の平均点に基づき算定</li> <li>イ) 工事成績点に工事件数や工事完成高を加味したものに基づき算定するもの 例) 過去4年における1件100万円を超える工事の施工実績に基づき算定 工事成績の平均点が一定以上の場合には点数を加算</li> <li>ウ) 工事成績点の平均点に基づき算定した上で優良工事の成果を加味するもの 例) 過去3年間の県発注工事成績の平均点に基づき算定 過去3年間の工事成績の件数、平均点、最低点が一定以上の場合には点数を加算</li> <li>エ) 他発注機関の工事成績を活用するもの 例) 市町村において、過去2年間に完成検査を行った県工事に係る成績評点の点数の平均値に基づき算定</li> </ul>
①-2工事実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>例) 過去5年間に完成させた自発注工事の年間の最高実績金額を点数化したものを加算</li> </ul>
②技術力	<ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 技術者数</li> <li>イ) 表彰受賞者(建設マスター等)を技術者として採用</li> <li>ウ) 過去におけるVE提案の採用</li> </ul>

# 経営事項審査と発注者別評価点の評価項目との対比

## 【その他審査項目(社会性等)について】

- 経営事項審査においては、雇用している従業員に対する労働福祉の状況や法令遵守の状況、防災活動への貢献の状況等を評価するなど、地域貢献や社会性についても一定程度評価。
- 発注者別評価点においては、発注者の施策ニーズに対応し、より幅広く多様な事項を評価。(例えば経営事項審査の法令遵守の状況は建設業法に基づく処分のみを対象にしているのに対し、発注者別評価点では指名停止等公共発注者による処分も審査対象としている。また、工事の施工能力とは直接関係の薄い項目(環境対策等)を発注者別評価点では評価項目としている。)

経営事項審査の評価項目及び評点(W)				発注者別評価点の評価項目(主要事例)		
	ウエイト	評点幅	評価項目			
W	0.15	1,750点 ～ 0点	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働福祉の状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>雇用保険加入の有無</li> <li>健康保険及び厚生年金基金加入の有無</li> <li>建退共加入の有無</li> <li>退職一時金若しくは企業年金制度の導入の有無</li> <li>法定外労災制度の加入の有無</li> </ul> </li> <li>建設業の営業年数</li> <li>防災活動への貢献の状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体と災害時の防災協定を締結している場合に評価。</li> </ul> </li> <li>法令遵守の状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>建設業法に基づく指示処分、営業停止処分を受けていた場合に減点評価</li> </ul> </li> <li>建設業の経理に関する状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査人の設置、会計参与の設置、経理処理の適正を確認した旨の書類の提出や、社内の公認会計士等の数を評価</li> </ul> </li> <li>研究開発の状況                             <ul style="list-style-type: none"> <li>研究開発費として支出した金額を評価</li> </ul> </li> </ul>	<p>⑤社会貢献</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 災害発生時の緊急対応への協力</li> <li>イ) 除雪関係作業</li> <li>ウ) 河川や道路清掃等ボランティア活動</li> <li>エ) 県産品の使用</li> </ul> <p>⑥不正行為排除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 指名停止等公共工事発注者による処分</li> <li>イ) 建設業法や労働基準法等の法令違反</li> <li>ウ) 税の滞納等</li> </ul> <p>⑦建設産業政策推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 新分野進出</li> <li>イ) 企業連携(合併、営業譲渡、協業組合設立、経常JV等)</li> </ul> <p>⑧その他の政策推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 雇用対策(新卒者、障害者、女性雇用、通年雇用、子育て支援等)</li> <li>イ) 環境対策(ISO14001、エコアクション21等)</li> </ul> <p>③安全対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 建設業労働災害防止協会への加入</li> <li>イ) COHSMS・OHSASの認証取得</li> <li>ウ) 安全に関する研修</li> </ul> <p>④その他工事の内容に関連がある項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 表彰(優良工事表彰、優良業者表彰等)</li> <li>イ) ISO9001</li> <li>ウ) 建設重機保有</li> <li>エ) CPDS等研修の実施</li> </ul>		



# 新たな経営事項審査と発注者別評価点への影響

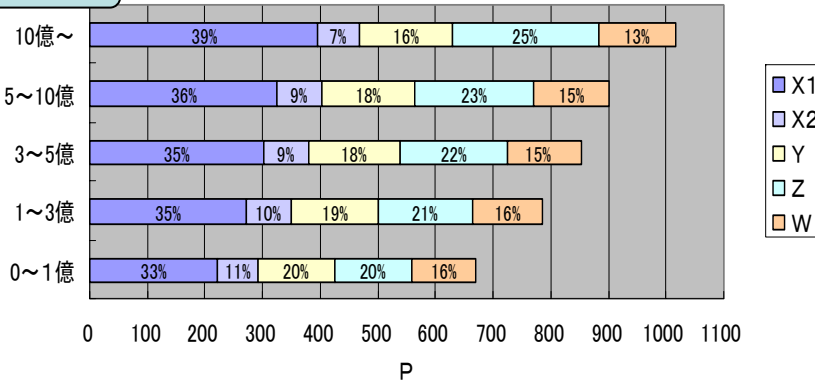
- 平成20年4月1日より、新たな経営事項審査が施行され、完工高(X1)のウェイトの引き下げ、技術力(Z)のウェイトの引き上げ、その他審査項目(W)の評点幅の引き上げ等の改正が行われたところ。
- 従来の発注者別評価点と新たな経営事項審査の評点を合算した総合点による評価結果は、従来とは異なった結果となることも予想されるため、新たな経営事項審査を踏まえ、発注者別評価点の適切な見直しが必要

## 新旧経審における各評価項目の実質ウエイト(平均点)

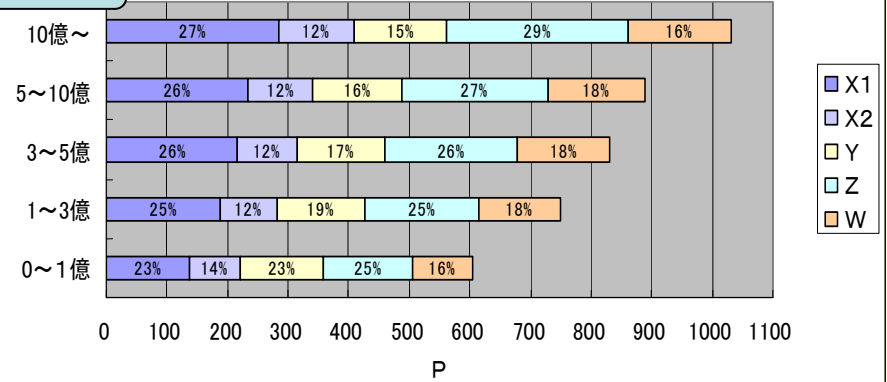
- 経営事項審査における各評価項目の実質ウエイトを平均点ベースで比較すると、X1のウエイトが全体的に低下し、他の評価項目のウエイトがそれぞれ増加しており、発注者別評価点の評価項目・ウエイトの設定に当たって考慮が必要。
- 小規模企業層における完工高の評点テーブルの見直しに伴い、規模が小さい企業ほどP点が低下する傾向にあり、発注標準及びランクの設定に当たって考慮が必要。

### 改正前

完成工事高(億円)



### 改正後



## 新旧経審における各評価項目の散らばり(標準偏差)

- 標本の97%を占める完工高10億円未満の中小企業を対象として、新旧制度における評点の散らばりを標準偏差として試算。
- 標準偏差が大きい項目ほど評点の散らばりが大きく、類似規模の企業と比較してP点で差が付きやすい。
- 試算結果としては、改正後においてはX2、Yの標準偏差が縮小する一方でWの標準偏差が拡大しており、Wの評点により差がつく制度となっている。

	X1	X2	Y	Z	W
新制度	38.1(2.2)	13.2(-7.3)	39.8(-17.0)	35.1(7.2)	55.5(36.5)
旧制度	35.9	20.5	56.8	27.9	19.0

# 地方公共団体における発注標準の設定状況

## ○ランク

- ・ランクは都道府県、政令指定都市、市町村とも4～5段階の団体が多い。
- ・最上位ランク(「A」等)の下限は、都道府県や政令指定都市では平均1億円前後である。市町村では平均5千万円程度と低い金額となっている。

## ○入札方式

- ・入札方式は、「一般競争入札」(WTO対象、制限付(条件付))や「指名競争入札」(簡易公募型、公募型、通常型)が採用されている。
- ・都道府県や政令指定都市では、1千万円程度以上で「一般競争入札」を採用している団体が多い。市町村でも「一般競争入札」の採用が進んでいるが、人口5万人未満の都市ではまだ採用していない団体もかなりある。

「最上位ランク」の下限

金額	都道府県	政令指定都市	人口20万人以上の都市	人口5万～20万人の都市	人口5万人未満の都市
250万円未満	1	-	1	-	3
250万円～1000万円	-	-	-	2	-
1000万円～3000万円	4	1	2	1	5
3000万円～5000万円	15	4	4	3	2
5000万円～1億円	19	4	-	1	6
1億円～3億円	5	5	2	-	3
3億円～5億円	2	2	-	1	-
5億円～10億円	-	1	-	-	-
10億円以上	1	-	-	-	-
合計	47	17	9	8	19

「一般競争入札」の下限

金額	都道府県	政令指定都市	人口20万人以上の都市	人口5万～20万人の都市	人口5万人未満の都市
採用していない	-	-	-	1	8
250万円未満	11	6	3	1	2
250万円～1000万円	1	-	2	-	1
1000万円～3000万円	17	8	2	3	3
3000万円～5000万円	8	-	-	1	3
5000万円～1億円	6	2	1	-	2
1億円～3億円	1	1	1	2	-
3億円～5億円	2	-	-	-	-
5億円～10億円	1	-	-	-	-
10億円以上	-	-	-	-	-
合計	47	17	9	8	19

# 建設産業政策2007の概要～大転換期の構造改革～

## 建設産業を取り巻く変化

### 建設投資の急激な減少

建設投資:ピーク時 84兆円(H4年度)  
 ⇒ 52兆円(H19年度) ▲38%  
 業者数:ピーク時 60万業者(H11年度末)  
 ⇒ 52万業者(H18年度末) ▲13%  
 ・依然として過剰供給構造、更なる再編・淘汰は不可避な状況

↓  
 ・公共投資への依存度の高い地域の建設産業は極めて厳しい状況  
 ・価格競争の激化による公共工事の品質確保への支障、下請へのしわ寄せに対する懸念

### 談合廃絶への社会的要請

・談合、官製談合などに対する国民の厳しい批判、CSRに対する要請<sup>※1</sup>  
 ・改正独禁法等による制度環境の変化  
 ・「旧来のしきたりからの訣別」など業界の法令遵守徹底への取組

⇒本格的な競争の時代への突入

### 品質の確保に対する懸念

・公共事業における極端な低価格による受注の増加  
 ・構造計算書偽装問題の発生  
 ⇒建設生産物の品質確保に対する懸念

### 産業としての魅力の低下、就業者の高齢化、将来の担い手不足の懸念

・賃金等の労働条件等の悪化、若年労働者の新規入職の減少  
 ・建設業就業者の高齢化(建設業就業者の43%が50歳以上)、人口減少による建設産業の将来の担い手不足の懸念  
 ・技術・技能の円滑な承継に対する懸念

## 「構造改革」の推進

○産業構造の転換  
 -再編・淘汰は不可避-

○「意識の改革」-法令遵守の徹底

○「経営の改革」

-「選択と集中」による技術力・施工力・経営力の強化  
 -完工高偏重から利益重視への経営転換  
 -業種・規模等に応じた経営戦略の構築  
 -最適な企業形態の選択

⇒公正な競争基盤の確立、再編への取組の促進、技術と経営による競争を促進するための入札契約制度改革  
 ⇒競争を通じて技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長

○対等で透明な建設生産システムへの改革

-「脱談合」時代に対応した新しい建設生産システムの構築-

○価格と品質に優れた公共調達の実現  
 -公共工物品質確保促進法等による総合評価方式の導入・拡充

○対等で透明なシステムの再構築

-事前の設計協力など関係者間の不透明な関係、受発注者間・元請下請間の片務性の存在、形式的・画一的な入札契約制度の採用

↓  
 -責任関係・費用負担、マネジメントコスト等の明確化  
 -発注者の体制、工事の態様等に応じた多様な調達手段の活用

○「人づくり」の推進

-将来を担う人材の確保・育成-

・将来を担う優秀な人材の確保・育成  
 ・技術・技能の承継に向けた各企業・団体、産業全体の取組

## 今後の建設産業政策の方向性

○公正な競争基盤の確立 - Compliance -

・ルールの明確化と法令遵守の徹底  
 ・法令違反に対するペナルティの強化  
 ・建設業法令遵守推進本部の設置  
 ・法令遵守ガイドラインの策定  
 ・談合廃絶に向けたペナルティの強化

○再編への取組の促進 - Challenge -

・企業の経営判断を阻害しない制度設計  
 ・再編へのインセンティブの付与  
 ・海外建設市場への展開  
 ・活動領域の拡大  
 ・経営事項審査の見直し(企業集団評価制度の創設)  
 ・技術者制度の見直しの検討  
 ・産活法による企業再編のインセンティブの付与の検討  
 ・海外進出に向けたファイナンス面の強化  
 ・川上・川下分野や農業等の分野への進出支援

○技術と経営による競争を促進するための入札契約制度改革 - Competition -

・技術と経営による競争の促進  
 ・地域の実情に応じた入札契約制度  
 ・ダンピングの防止  
 ・一般競争方式の拡大・総合評価方式の拡充、入札ボンドの導入・拡大  
 ・工事の態様等に応じた発注標準等の設定、地域貢献度等の評価  
 ・低価格入札対策の強化  
 ・現行会計制度の課題(予定価格制度等)の検討

○対等で透明性の高い建設生産システムの構築 - Collaboration -

・多様な調達手段の活用  
 ・適切な受発注者間・元請下請間の関係の構築  
 ・設計施工一括方式等の活用  
 ・CM・PM方式<sup>※3</sup>、三者協議の活用  
 ・建設コンサルタント等の能力の適切な評価  
 ・建設生産システム合理化推進協議会の拡充、施工体制事前提出方式の検討

○ものづくり産業を支える「人づくり」 - Career Development -

・優秀な技術者・技能者の評価、処遇の改善  
 ・技術・技能の向上・承継  
 ・基幹技能者の評価(経営事項審査の見直し)  
 ・専門高校と地域業界の連携による将来の人材育成強化策の検討

技術力・施工力・経営力に優れた企業が成長できる環境整備

エンドユーザーに対するVFM<sup>※2</sup>の実現

魅力ある産業への転換

「国民の信頼の回復」・「建設産業の活力の回復」の実現、我が国経済社会・地域コミュニティ、国際社会への貢献

※1 CSR(コーポレート・ソシアル・レスポンスビリティ):企業の社会的責任。具体的には、法令遵守、企業統治、情報開示など、一般に企業が社会に対して果たすべき「責任」と捉えている。

※2 VFM(バリュー・フォー・マネー):対価に対して最も価値の高いサービスを供給するという考え方

※3 CM(コンストラクション・マネジメント)・PM(プロジェクト・マネジメント)方式:発注者の代理人又は補助者として、発注者の利益を確保する立場から、①品質管理、②工程管理、③費用管理等を行う方式